

3 トリトンモニターのヒアリングシート等について

宝塚市の介護給付適正化事業で行っているヒアリングシートについては、介護保険事業者である皆様
が立てられたケアプランや、提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等を、**事業者
の皆様と共同で確認することにより**、介護保険の適正な運営を図ることを目的としております。
ヒアリングシートの送付があったことにより、給付の見直しや変更を迫るものではありません。

ただし、共同で確認した結果、加算等の請求誤りが認められた給付については、過誤申請をしてい
ただく必要があります。よくある請求誤りの一つに、認知症加算があります。認知症高齢者の日常生活自
立度の確認方法が間違っていた、加算要件を誤認していた等の理由が大半です。これらを予防するた
めにも、介護報酬の解釈や介護保険最新情報等で算定要件を確認、サービス担当者会議等で情報共有し
ていただくようお願いします。

同様に、介護給付適正化の観点から、福祉用具購入申請や住宅改修事前申請時に確認した申請内容と、
認定の状態の乖離についてお問い合わせをさせていただくことがありますが、こちら、ケアマネジャ
ーの皆様と状態像について確認を行うことにより、介護保険の適正な運営を図ることを目的としており
ます。お問い合わせをすることにより、認定の区分変更をしなければならない、といったものではあり
ませんので、よろしく願いいたします。